

大館能代空港利用修学旅行に対する送迎バス料金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館能代空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用した学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大館能代空港利用促進協議会の会員自治体内の学校その他の教育施設（これに準ずるものを含む。以下「学校」という。）の修学旅行に対し、学校と空港間の送迎バス（以下「バス」という。）料金を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金額)

第2条 助成金額は、消費税及び地方消費税を含むバスの片道料金又は往復料金相当額とするが、1台あたりの助成金額を片道利用の場合は、25,000円往復利用の場合は、50,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金を受けようとする学校の長（以下「学校長」という。）は、修学旅行実施の10日前までに、助成金交付申請書（様式第1号）に旅程表（写）を添え、大館能代空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 会長は、助成金の交付申請があったときには内容を審査し、妥当と認めるときは、助成金交付決定書（様式第2号）により学校長に通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 学校長は、修学旅行終了後10日以内に、実績報告書（様式第3号）にバス料金が確認できる書類（写）を添え、会長に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第6条 会長は、前条の報告を受けたときは内容を審査し、妥当と認めるときは学校長に助成金交付請求書（様式第4号）を提出させ、原則として実施した学校の口座へ振り込みの方法により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた学校が申請書等に虚偽の記載をなす等、不正な行為をした場合には、助成金の一部、又は全部を返還させることができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。